

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年4月4日(2025.4.4)

【公開番号】特開2023-161266(P2023-161266A)

【公開日】令和5年11月7日(2023.11.7)

【年通号数】公開公報(特許)2023-209

【出願番号】特願2022-71534(P2022-71534)

【国際特許分類】

G 16 H 10/60(2018.01)

10

【F I】

G 16 H 10/60

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月27日(2025.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザーの操作に応じて、患者に対応しあつ日付が指定されるカルテ情報を編集するカルテ処理部と、

ユーザーの操作に応じて、患者に対応しあつ日付が指定されない次回カルテ情報を編集する次回カルテ処理部と、

少なくとも前記カルテ情報の編集中及び前記次回カルテ情報の編集中において、ユーザーの操作に応じて、患者に対応する病名情報を編集する病名処理部と、を備える、

電子カルテシステム。

【請求項2】

前記病名処理部は、前記カルテ情報の編集中には前記病名情報がレセプトに反映される様で、前記次回カルテ情報の編集中には前記病名情報が前記レセプトに反映されない様で、それぞれ前記病名情報を編集可能である、

請求項1に記載の電子カルテシステム。

【請求項3】

前記病名処理部は、前記カルテ情報の編集中には前記病名情報の開始日が入力される様で、前記次回カルテ情報の編集中には前記病名情報の前記開始日が入力されない様で、それぞれ前記病名情報を編集可能である、

請求項1又は2に記載の電子カルテシステム。

【請求項4】

前記カルテ情報を含むカルテ画面を表示中において、前記次回カルテ情報の少なくとも一部の項目を前記カルテ情報に複写する複写処理部を更に備える、

請求項1又は2に記載の電子カルテシステム。

【請求項5】

前記複写処理部は、前記次回カルテ情報のうち前記カルテ情報に複写された項目については前記次回カルテ情報から削除する、

請求項4に記載の電子カルテシステム。

【請求項6】

前記次回カルテ処理部は、前記カルテ情報の編集中に有効となる機能のうちの一部の機能について、前記次回カルテ情報の編集中に無効とする、

40

50

請求項 1 又は 2 に記載の電子カルテシステム。

【請求項 7】

受診リストにおいて前記次回カルテ情報を作成済みの患者が選択される操作に応じて、前記次回カルテ情報の少なくとも一部の項目が複写されている前記カルテ情報を含む前記カルテ画面を表示する、

請求項 4 に記載の電子カルテシステム。

【請求項 8】

前記次回カルテ情報の編集中において前記病名情報が前記レセプトに反映されるための条件は、前記病名情報の開始日が入力されることを含む、

請求項 2 に記載の電子カルテシステム。

10

【請求項 9】

ユーザーの操作に応じて、患者に対応するカルテ情報を編集するカルテ処理部と、

ユーザーの操作に応じて、患者に対応する次回カルテ情報を編集する次回カルテ処理部と、

少なくとも前記カルテ情報の編集中及び前記次回カルテ情報の編集中において、ユーザーの操作に応じて、患者に対応する病名情報を編集する病名処理部と、を備え、

前記病名処理部は、前記カルテ情報の編集中には前記病名情報がレセプトに反映される様で、前記次回カルテ情報の編集中には前記病名情報が前記レセプトに反映されない様で、それぞれ前記病名情報を編集可能である、

電子カルテシステム。

20

【請求項 10】

ユーザーの操作に応じて、患者に対応しあつ日付が指定されるカルテ情報を編集するカルテ編集ステップと、

ユーザーの操作に応じて、患者に対応しあつ日付が指定されない次回カルテ情報を編集する次回カルテ編集ステップと、

少なくとも前記カルテ情報の編集中及び前記次回カルテ情報の編集中において、ユーザーの操作に応じて、患者に対応する病名情報を編集する病名編集ステップと、

をコンピューターに実行させるための電子カルテプログラム。

30

40

50